

令和2年 第10回

小林市教育委員会

定例会

会 議 録

令和2年8月24日（月）

令和2年 第10回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 令和2年8月24日（月） 午後3時30分～
- 2 場所 小林市役所 2階 第1会議室
- 3 出席委員 中屋敷史生 大部菌智子 椎屋芳樹 槇光子 淵上定一郎
- 4 参与職員 押川逸夫 牧田純子 藤井寛史 谷山宏志 税所将晃 有木繁三
京保久恵
（調製職員）川俣洋寿
- 5 説明職員 真崎勝男

6 会議内容

開会 15:30

中屋敷教育長 こんにちは。

ただいまより、令和2年8月17日付小林市教育委員会告示第17号で招集されました令和2年第10回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。

まず、報告は2件あります。

報告第18号、令和2年第4回市議会臨時会（8月議会）について、説明をお願いします。

押川教育部長 令和2年第4回市議会臨時会（8月議会）について、先月の定例教育委員会で補正予算で4つの事業を出しておりましたけれども、いずれも可決成立しております。

その中で、2ページをお開けいただくと、補正予算に対する質疑がございましたので、ここで報告をさせていただきます。

まず、小・中学校のICT教育推進事業について、下沖議員からGIGAスクールサポーターの委託先はどのように考えているのかということで、答弁といたしましては、人数が10名ということで、結構な人数が一緒になって動いていただかないといけないものですから、大手事業者への委託を想定しているという答弁をいたしましたところ、下沖議員から地元の技術者であるとか、移住定住の推進も兼ねてそういう募集はできないか、また、地元産業の育成を図るため、地元事業者への発注はできないのかとい

うこととございました。それに対して、今年度については、急ぐこともありましてなかなか難しいところはございますけれども、来年度以降も何もしないというわけではなくて、支援体制はやはり引き続き必要だというふうに考えておりますので、その中で、できれば市内事業者、地元人材を雇用したいと答えたところです。

それから、同じく小・中学校のICT教育推進事業につきまして、竹内議員から、この事業については、当初5か年計画だった国の政策が前倒しになったのかという確認とGIGAスクールサポーターの見通し、それから、ICT教育実施の開始時期はいつになるのかということでご質問がありました。それに対しまして、まずは5か年計画につきましては、今年度実施ということで前倒しになったものであるということで答弁をさせていただいております。それから、今後の見通しでございますけれども、GIGAスクールサポーターにつきましては、すぐマニュアル整備だとかICT環境、タブレット自体ではなくて、環境についてもいろいろ支援いただく必要があるので、予算成立後はすぐに取りかかっていきたいということと、タブレットの納品時期ですけれども、発注から4か月程度かかると言われておりますので、8月に発注できたとすれば、早くて12月に実施できるというふうには想定していると答えています。

それから、時任議員から、小学校施設維持補修事業、三松小学校のエアコン設置でございますけれども、来年度も加配や教室増の措置があるのか、また、来年同じようなクラスはないのかということでご質問がございました。今回の加配につきましては、単年度事業であります。今後も引き続き要望は行ってまいりますとお答えしています。

それと、来年度のことについても、三松小学校と同じような状況のところもございますけれども、少人数教室、それから多目的スペースでの分散授業が可能で、必要に応じて行っているということと、それと、今の三松小6年生につきましては、中学に上がりますけれども、基準は40人学級ですけれども、35人学級で運用しているということと、そこについては解消できるというふうに考えていると答弁しています。

中屋敷教育長 何かご質問等ありますでしょうか。(なし)

それでは、次の報告第19号、陸上競技場改修工事プロポーザル選定委員会について、説明をお願いします。

税所スポーツ振興課長 それでは、3ページでございます。

公募型プロポーザルの結果についてでございますけれども、8月19日に提案会及び選定委員会を実施いたしまして、下記の業者が最優秀提案者及び優秀提案者に決定したところでございます。審査の結果、最優秀提案者が長谷川体育施設株式会社九州支店、優秀提案者が美津濃株式会社になっております。本日、最優秀提案者の会社のほうには通知を出したところでございます。また、ホームページにも、この2件の結果につきましてアップしたところでございます。

今後につきましては、明日以降になりますけれども、業者とそれぞれ内容について調整を図ってまいります。そして、仮契約を結んだ後に9月議会に上程いたしまして、承認をいただきましたら、10月からの工事に取りかかるというスケジュールでまいりたいと考えているところでございます。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですが、質問等ありませんでしょうか。

椎屋委員 応募は全部で何業者あったんですか。

税所スポーツ振興課長 5社ありました。

大部菌教育長職務代理者 会社の創立というか、最優秀の長谷川体育施設と美津濃株式会社は、会社の歴史など、そういうのは分かりますか。

税所スポーツ振興課長 最優秀の長谷川体育施設は設立してから70年になっております。美津濃株式会社は、年数などは確認していないところです。

中屋敷教育長 よろしいでしょうか。(はい)

それでは、報告を終わりにして、議案のほうに入りたいと思います。

議案第54号、市議会定例会（9月議会）の議決を経るべき議案の原案の承認について、説明をお願いします。

牧田学校教育課長 それでは、9月議会定例会で議決を経るべき議案の原案について、承認を求めるものでございます。5ページをお願いいたします。

それでは、学校教育課の補正予算原案について説明をいたします。

まず、事務局管理費の46万3,000円でございますが、これは、学校用務員の在勤地内旅費が不足する見込みであることから、増額補正をする

ものでございます。在勤地内旅費は、学校用務員の方が兼務の学校間ですとか、それから教育委員会などに行き来をする移動距離に対して支給をするものでございます。

次に、小学校施設維持補修事業費（臨時）287万2,000円の減額補正についてでございます。こちらは、野尻小学校南側の危険ブロック塀の撤去工事に係るものでございます。令和2年度の当初予算におきまして、学校南側の私有地の土地の購入費、それとL字型擁壁設置工事費で約1,000万を予算化しておりました。この私有地には2棟の建物が現在ございまして、所有者と協議を行う中で、この建物の解体費についても市が補償してほしいという要望がございました。補償金の予算化が必要となりました。この9月議会で予算化できました後にこの土地の購入手続を開始するという見通しとなりましたので、当初予定していました擁壁設置工事も時期がずれまして、令和3年度になる見込みでございます。ですので、補償金約390万円を増額しまして、工事費の約600万円を減額するなどによりまして、この事業費全体では287万2,000円の減額補正としたところでございます。

次に、小学校管理費（配分経費）（臨時）の1,355万8,000円と、中学校管理費（配分経費）（臨時）892万5,000円につきまして説明いたします。こちらは、新型コロナウイルス感染症関連の文部科学省の新しい補助金を活用するものでございます。対象は、学校再開に伴います感染症の対策と学習保障、この分野に必要な経費を補助対象としまして、その補助対象の上限額が学校ごとに児童生徒数の規模によりまして設定されているものでございます。児童生徒数が500名を超える学校では200万円が上限、小林市ですと小林小学校が該当いたします。それから、300名以上500名未満の学校が150万円、こちらは南小、三松小、小林中学校が該当いたします。300名未満の学校が100万円という上限額の設定でございます。

この予算につきましては、学校長の判断で迅速かつ柔軟に取り組むことができるようにということで、学校に配分することが補助の要件となっておりますので、配分経費となっているところでございます。予算額は、各学校の取組

の積み上げでございます。財源でございますけれども、文科省の補助率は2分の1でございますが、今回、市の負担分の2分の1につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらを充てるということになっておりまして、この表でいきますと全額が国ということになっているところでございます。

最後に、下から2番目の中学校施設維持補修事業費（臨時）480万7,000円でございますが、こちらが野尻中学校の体育館で大規模な雨漏りが発生しまして、雨天時には体育館が使用できないという状況になっておりますことから、屋根の南面の改修工事を行う費用でございます。

真崎説明職員 続きまして、6ページ、社会教育課になります。まず、社会教育振興事業費の臨時であります。268万7,000円の減額であります。これは、本年、国民文化祭を予定しておりまして、本年の10月17日から12月6日の開催で予定しておりましたが、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染の影響で来年の7月3日から10月17日の107日間に延期となったものであります。現在、各事業ごとに延期に向けて事業をどうするかという協議を行っておりますが、本年度中の開催、当初4つの事業を小林市で開催する予定でありました、郷土芸能、茶の湯、それから将棋、エヒメアヤメを守る全国シンポジウムであります。本年度中の実施はできないということで総額268万7,000円の減額を予定しているものであります。

続いて、公民館管理費の臨時であります。7万9,000円の要求であります。これにつきましては、社会教育課で、各事業、それから講座、施設、イベント等色々予定しておりますが、これに伴います新型コロナウイルス感染症に対応するための消耗品であります。具体的には、非接触型の体温計8個、それからフェイスシールドを購入する予定であります。歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものであります。

最後に、文化会館管理事業費であります。1万9,000円の要求であります。これにつきましても先ほどの公民館費と同じでありまして、消耗品であります。文化会館でのイベント等に使用します非接触型体温計の購入

で、こちらは2個の購入となっております。歳入につきましては、先ほどと同じように新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものであります。

税所スポーツ振興課長 続きまして、7ページになります。スポーツ振興課になります。

スポーツ推進事業費47万1,000円でございます。これにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大予防に要する経費ということで、消耗品及び備品等となっております。内容につきましては、消毒液、フェイスシールド、マスク、非接触型の体温計、それとノータッチ薬液供給装置、これは足で踏んで手のほうに消毒液が噴霧される、そういった装置を購入する予定にしております。

中屋敷教育長 以上が来週から開会になります9月議会に上程されるものです。

ご質問等はありませんでしょうか。

淵上委員 先ほどの小学校管理費、もう一回説明をお願いします。各学校で判断して使えるんですか。

牧田学校教育課長 経費としましてはある程度示されておまして、感染症予防のための消耗品ですとか備品、それから、そのための学校の施設の改修の修繕料などになるんですが、その学校ごとの上限額が児童生徒の人数で区分されているというものでございます。

淵上委員 学校側でこういうのが欲しいとか、こういう改修というのを学校側がお願いするんですね。

牧田学校教育課長 文科省から、こういった補助金があるということで、情報が来た折に、各学校に対象経費を示しまして、どのような需要を考えられるかということで調査をしました。その内容を補助金の要綱に沿えるかどうか精査したものを上げているところでございます。

淵上委員 学校側にはもう説明している状況ということですね。

牧田学校教育課長 はい、そうです。

中屋敷教育長 例えば、どういうのが上がってきていますか。

牧田学校教育課長 手洗い場のセンサー式とかレバーで触らなくてできるような蛇口の交換ですとか、あと、もちろん消毒液だったり、マスクもございます。それから、扇風機、保健室のパーティションや換気のためのサーキュレーター、

そういったものが主です。

淵上委員 当然上限があるけれども、全部、認められるんですか。

牧田学校教育課長 ほとんどの学校が上限額いっぱいであげてきていただいているんですけれども、数校、上限に至らない要望のところもございます。小学校2校と中学校2校は、満たない要望で出しております。

中屋敷教育長 ほかにありますでしょうか。

なければ、お諮りしたいと思います。

議案第54号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい) ありがとうございます。承認されました。

続きまして、議案第55号、令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、説明をお願いします。

押川教育部長 この議案につきましては、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書をあらかじめ事務局のほうで作成してお配りさせていただいておりました。そして、次回にご意見を伺いたいということでお願いをしておりましたので、本日ご意見を伺って、次回の教育委員会までに、またそれを反映したものに修正をかけて、見ていただいて、最終的に次の定例教育委員会で同意をいただくという流れになっております。今日は、見ていただいたと思いますので、いろいろと意見を出していただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですが、お持ち帰りになって、何か気づかれたことがあればお出しください。

大部菌教育長職務代理者 確認なんですけれども、8ページの所管施設の訪問の中で、「スポーツ施設などについても所管施設を訪問し」と「コロナウイルス感染症で訪問ができなかった」とあったんですけれども、体育館を見たような気がしたんですけれども、体育館の検討委員会が去年から始まっていて、それで始まったら、どこかで皆さんで見に行ったような記憶がありますが、1回教育委員会があったんじゃないですか。

川俣調製職員 例年実施しておりますので開催を考えておりましたが、コロナウイルス感染症の影響で実施は出来ておりません。

大部菌教育長職務代理者 確認なんですけれども、24ページで部活動の指導員の方は、

現在は細野中と三松中と野尻中に1名ずつ、小林中2名ということですか。

中屋敷教育長 今年度が小林中2名と三松中1名です。

大部菌教育長職務代理者 31ページのこのTENAMUビルの評価なんですが、去年は3で今年は4に上がっているんですけども、施設の来館者とか、利用者は減っているんですよ。利用者が減って評価が上がっているんで、この1つあげた根拠をちょっと教えていただきたい。

真崎説明職員 そもそもTENAMUを開設するときに、いろんな講座自体を公民館からできるだけTENAMUのほうに移行していくという経緯があったわけですけども、そうした事業が順調にいき出したという、参加者というか参加数は減っているかもしれないんですけども、イベントへの移行という形では順調に推移しているということになります。

中屋敷教育長 評価の視点が違うということですね。

淵上委員 根本的なところなんですけれども、これを見させていただくと、具体的な取組、成果があって、課題があるからちゃんと評価されているなど分かるんですけども、この5段階評価のおおむね100%達成という、この評価の仕方が難しいと思うんですけども、ある程度具体的な数値目標があったら、これの何%でと分かりやすいと思うんですけども、なかなか数値目標しづらい内容は、やはり課題があると思うんですよ。

例えばいじめだとか不登校とかで、ここが5段階の5になっていますけれども、これより不登校者が多いのに何でこうなるのか、その具体的な数値が出せるところは、数値目標を出したほうが見るほうは分かりやすいですし、それが出せないところに関しては、そういう取組的な内容で判断しての評価とか、基準があると非常に分かりやすいです。

中屋敷教育長 ありがとうございます。評価基準ですね。今まで分かりにくい部分がありましたので、去年、大幅に変えてこのスタイルにしたところでした。具体的な内容が出てくるのでいいなということでしたけれども、今おっしゃるように、その5段階評価の基準というのがまだ十分練られていないということなので、そこは預からせてもらってよろしいですか。来年度に評価基準というものを明確にしていくということで作業を進めてよろしいですか。

大部菌教育長職務代理者 35ページのこの国際理解の比率ですが、CIRの活用、前の

年より減っていますよね。減っていて、訪問も去年が66件、フレンドシップが100人、外国語教室10回で延べで404だったんですけれども、この80という数字は延べ人数なのか。去年は404ぐらいですね。

真崎説明職員 すみません。この実績については、具体的な詳しい部分は分からないんですが、国際交流関係につきましては、地方創生課に事業を移管した経緯もあり、実績自体は減っていると思います。

大部 菌教育長職務代理者 そうなんですね。それでは延べ人数を教えてください。

真崎説明職員 はい、また確認します。

中屋敷教育長 メロンさんですね。

牧田学校教育課長 夏にメロンさんは帰国されて、今ドイツの方が来ております。そのタイミングで地方創生課に移管しております。

大部 菌教育長職務代理者 36ページ、隣のページなんですけれども、放課後子ども教室の推進事業で、最初に、教室の利用者は増えているんですけれども、評価が5だと、課題が、消耗品が少ないため思うような活動ができず、継続も難しい教室が出てきていると、課題を書いて評価が5というのがちょっとしっくりこない感じがしますがどうなんですか。

真崎説明職員 これについても、継続の形で教室はできているんですけれども、予算の確保内で、現状の子供たちが満足のいく活動を考えていくというのがあるんですが、こういった時点で、それぞれの放課後、目標値といいいますか、そういったものに対しては達成できているということで5評価だったと考えております。

大部 菌教育長職務代理者 この課題のところを変えたほうがいいと思います。

中屋敷教育長 そうですね。ご指摘のとおりだと思います。評価をしたのはなぜかという文章を書かないと、逆が来ているのでおかしいという話になっているんです。だから、5にしたのはなぜかというのを文章化していかないと合わない。数値の5段階評価とは合わないということのご指摘だと思いますので、そこ修正をさせていただきます。

大部 菌教育長職務代理者 あと、37ページの7の読書推進事業の件ですが、図書館の入館者などの情報、貸出し冊数の状況とか入れてほしいと思います。

中屋敷教育長 冊数とかそういう部分が継続的な指標になるということですね。

大部 菌教育長職務代理者 文化会館の自主事業の数値が書いてなかったんです。

真崎説明職員 はい、記入します。

大部 菌教育長職務代理者 昨年より観客動員数は増えているんですね。自主事業、去年が
2,790人ぐらいなので、随分観客動員数は増えているんですね。

中屋敷教育長 預からせていただきたいと思います。

大部 菌教育長職務代理者 次の41ページ公民館の管理事業のところ、昨年3.5万人
から4万人の利用者があったと数字が入っていたんですけども、今年は
市外から多く利用があったということだけなんですけれども、去年は数字
を示している、今年も数字を入れたほうがいいと思います。

中屋敷教育長 はい。

大部 菌教育長職務代理者 42ページの文化会館の管理事業の事業の概要に、建設後27
年が経過していると、去年は25年と書いてあるので26ですよね。

真崎説明職員 確認いたします。

中屋敷教育長 各課、チェックをしっかりといたします。

大部 菌教育長職務代理者 45ページのこのスポーツ推進で、課題が「今後の各団体の組
織強化を」とあるんですけども、コロナウイルス感染症の件で活動が中
止になっているので、「感染防止の対策を講じた上で」の文言を入れたほう
がいいのかなと思います。これだと、全くコロナウイルス感染症が出てい
ないので、今後はそういうのを考えたスポーツの施設の在り方を考えてい
くべきかもしれないですね。

税所スポーツ振興課長 分かりました。そのあたりを課題の中に入れてまいります。

中屋敷教育長 あとはよろしいですか。

椎屋委員 33ページですが、ここの(6)勤労青少年推進事業ですが、この中を見
てみると、この施設の管理というか、そういう状況が多く書いてあるので、
例えば勤労青少年ホーム維持に変えたほうが、表題とちょっと違うかなと
いう気がしてならないところです。友の会は何人ぐらいいるんですか。

真崎説明職員 少なくともはなっていると聞いています。

椎屋委員 それに合うように変えたほうが分かりやすいという気がします。

真崎説明職員 はい。

中屋敷教育長 各課、もう一回確認をお願いして、今、指摘されたところは修正をお願い

したいと思いますが、それを条件にお諮りしてよろしいですか。

それでは、議案第55号については、指摘事項を修正するという事で承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。

続きまして、議案第56号、小林市における宮崎県吹奏楽コンクール出場費補助金交付要綱の一部改正について、説明をお願いします。

牧田学校教育課長 補助金交付要綱の一部改正について、教育委員会の同意を求めるものでございます。

10ページをお開きください。

今年度の宮崎県吹奏楽コンクールは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして中止となっております。コンクールの主催者によりまして、代替行事としまして吹奏楽サマーコンサートというものが開催されました。現在、市のコンクール出場費補助金の交付要綱では、「宮崎県吹奏楽コンクールに出場する団体に対し補助金を交付するものとする」と規定をされておりまして、今回のようにコンクール自体が中止となり代替行事が開催されても、その参加団体は補助対象となることができません。したがって、本則にこの災害時等に係る措置として1条を加えまして、コンクール中止の折、その代替行事が開催される場合、市長が適当と認めた場合は、当該行事をコンクールとみなして団体に補助金を交付することができるように改正をするものでございます。

なお、附則にございますように、この改正後の規定は、今年度、令和2年度の予算に係る補助金から適用するという案としております。

中屋敷教育長 ありがとうございました。ご質問等ありませんでしょうか。

中屋敷教育長 よろしいですか。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第56号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)
ありがとうございました。承認されました。

続きまして、議案第57号、小林市における宮崎県中学校体育大会出場費補助金交付要綱の一部改正について、説明をお願いします。

牧田学校教育課長 小林市における宮崎県中学校体育大会出場費補助金の交付要綱の一部

改正について、教育委員会の同意を求めるものでございます。

12ページをお願いいたします。

こちら、先ほどの吹奏楽コンクールと同じく新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、宮崎県中学校総合体育大会が中止となり、大会主催者によりまして、代替行事として宮崎県中学校特別スポーツ大会2020が開催されたところでございます。競技によりまして、各地区での分散開催と宮崎市などで県内一括開催というような取扱いをされたようでございます。現在、市の補助金交付要綱では、この補助金の対象者が、「西諸地区中学校体育大会において西諸地区の代表として出場資格を得て、宮崎県中学校体育大会に出場する小林市立中学校の選手、監督」と規定されておりました、この代替大会では補助対象となることができません。

したがって、吹奏楽コンクール出場費補助金と同じように、災害時等に係る措置のこの条文を本則に加えて改正をするものでございます。改正後の規定は、同じく今年度の補助金から適用するというふうに行っているところでございます。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですが、ご質問等ありませんか。

この補助金は、スポーツ少年団とかはないんですか。

税所スポーツ振興課長 一般も含めて補助金等はあるんですけども、要綱を一回精査しないといけないんですが、予選を勝ち上がって県の大会に行くとか、県の大会で優勝したチームが九州大会に行くとか、そういった流れでつくってある補助金になっていますので、現在、県大会が開催されないとなったときに、代替の大会があるのかなのか、そういった申請が出てきた際に検討していかないといけないと考えています。

中屋敷教育長 スポーツ少年団が中止になったからないということですか。

税所スポーツ振興課長 そうですね。

中屋敷教育長 それでは、お諮りしたいと思います。

議案第57号について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい) ありがとうございます。

続きまして、議案第58号、文化財指定について、お願いします。

真崎説明職員 13ページです。文化財指定について、小林市文化財保護条例（平成18

年条例第115号)に基づく文化財の指定について、教育委員会の同意を求めるものであります。

16ページに調査の経緯が書いてありますが、昨年10月29日、霧島岑神社より雲龍巻柱と隨身像の市指定文化財の申請が上がってまいりました。続いて、11月28日に小林市教育委員会より、文化財保存調査委員会への諮問ということでなされたところであり、それに伴いまして、同じく令和元年12月10日に第1回の文化財保存調査委員会を開催し、この中で調査部会、委員会というのを立ち上げまして、当初、齊藤勉委員、川添貴文委員、青山ノリ子委員の3名で調査を行ったところであり、その後、令和2年8月11日に令和2年度の第1回文化財保存調査委員会を開催し、答申が出ましたので報告いたします。

資料は14ページになります。令和元年11月28日付、社第263号で諮問された文化財指定について、慎重に審議した結果を下記のとおり答申します。記、1、霧島岑神社雲龍巻柱については、市有形文化財指定が望ましい。2、霧島岑神社隨身像については、保留が望ましいということであり、

16ページ、経緯になりますが、調査部会を開催し、4回ほど部会を開催したところであり、当初、3名で調査を行ってまいりましたが、残念ながら令和2年3月3日に齊藤勉委員が急遽亡くなられたということで、それ以降は2名で調査を進めてきたところであり、その中では、近隣にあります東霧島神社、兼喜神社等にも視察に行って、同じような薩摩藩系の雲龍巻柱等の調査も行ったところであり、

17ページに霧島岑神社雲龍巻柱について調査報告がありますので、主なところだけ読み上げさせていただきたいと思っております。「霧島岑神社の雲龍巻柱は、文献や神社に保管されている棟札から嘉永元年、1848年に社殿が焼失した後の文久2年、1862年に当時の雛守神社社殿が造立された際に共に造られたものと考えられます。雲龍巻柱は雛守神社のそれとして造立されたものであるが、明治6年、1873年に霧島岑神社と合祀され現在に至ります。

本神社の雲龍巻柱は、造立年代は江戸末期であり、国指定の霧島神宮本殿、

正徳5年、1715年ですが、宮崎県指定の兼喜神社本殿、天明8年、1788年と比べると時期的にやや新しいものの、その造りや姿など類似するところも多く、他の雲龍巻柱と同様、旧島津藩の建築様式の下、造立されたと考えられます。

江戸時代における薩摩文化を今に伝え、当時の交流の様子や建築技術のすばらしさを表す霧島岑神社の雲龍巻柱を小林市の貴重な文化財として市有形文化財に指定し、現状保存だけでなく活用にも努めていくことが望ましいと考える」という報告が出ています。

続きまして、霧島岑神社隨身像であります。

資料は18ページになります。

「隨身とは、平安時代以降、貴族の外出時に警護のために随従した近衛府の官人。日本の神道において主神に随行し警護する神とされ、この場合は「随神」とも書かれております。

霧島岑神社の隨身像は、参道の長い階段を上り切った後の鳥居前の両脇に鎮座しています。調査の結果、その姿は巾子の高い冠をいただき、高さ、武官の束帯姿で台座に腰かけ、片足を下げ、逆の片足を台座に乗せて座る木彫座像であり、向かって右が口を閉じている吽形像、左が口を開けている阿形像となっております。その他2体とも、本来は背に矢を、左腰に刀、両手もしくは片手で弓を持っていると考えられますが、現在は欠落しております。像の表面、背面、裏面に至るまで細かに観察を行いました。造立年代らしきものは確認できませんでした。

特筆すべきは、像の表面に古紙が貼り付けられていたことと、破損部が鉄の鎚によってつなぎ止められているということでもあります。これは、江戸時代後期に横行した修復の方法とされ、現在においては、その場しのぎの粗雑かつ乱暴な修復とされております。これによって、像は何とか姿形は保っているものの状態は決していいとは言えない状況です。また、この修復が施されていることから、隨身像が江戸時代後期より以前に造られたということが推定はできます。

市内においては、堤の岩戸神社、東方の熊野神社などにも隨身像がありますが、霧島岑神社の隨身像は大きいだけでなく、意匠性、美術性におい

ては他の群を抜いた造りとなっております。ただ造立年代や他地域との比較、保存に対する懸念等、まだまだ詰めなければならない課題も多く残る結果となっております。本調査委員会では、これらを考慮し、調査不十分によって保留として報告いたします」ということであります。

調査の内容につきまして、別添資料等もその以降ついております。雲龍巻柱のある神社につきましては、資料24ページに県内外の資料を載せております。そして、隨身像につきましては、31ページ以降に調査をした折の写真等を載せているところであります。

また、答申の部分についてですが、調査報告にありましたように、雲龍巻柱については、市指定が望ましいということで結論が出たところであります。そして、隨身像については、現在、次の議案になりますけれども、現保存調査委員会のメンバーの中で結論を出したいという意見がありまして、今回の答申になった次第であります。今回の答申の中では、隨身像というもの大変貴重なものではありますけれども、文化財に指定するには、その経緯であったり、その中身というのを詳細に詰めた上で結論を出すべきという調査委員会からの報告もあって、今回は保留という形で調査は終わりたいということで答申を出されたものであります。

中屋敷教育長 ありがとうございます。お聞きのとおりですが、ご質問等ありますでしょうか。

この雲龍巻柱が24ページに造立年順で書いてありますが、旧島津藩の様式建築のものとして考えられると言っているんですけども、薩摩はこれだけしかないんですか。

真崎説明職員 はい。薩摩藩とそれ以外のところも書いてあるんですけども、独特といいますのが、円い柱に竜が巻き付いた状態、そして、下から30センチが八角形の柱であると、これが薩摩藩独特の雲龍巻柱、また藩が違うと、ほかにも写真がありますけれども、若干造りが違ってきているということで、今回の視察についても、薩摩藩で似たようなところを視察したところであります。ただ、薩摩藩の鹿児島県内に行きますと、霧島神宮や鹿児島神宮もなんですが、色を赤く塗った雲龍巻柱が多くなっております。この白木造りというのはこちら薩摩ではあるけれども、えびの市であったり、こち

ら側のまた若干違うものになっておりますが、白木造りということで、これもまた文化財ではないかと判断したところではあります。

中屋敷教育長 これ見られたことがありますか。いつも見れるわけじゃないですよ。

真崎説明職員 そうですね。上に上がっていただければ見えると思います。ただ、上がれるものかどうなのか宮司さんに確認取ってからになります。ほかの神社に対しても、先ほど調査委員としては兼喜神社、東霧島神社を見たんですが、それ以外に職員などが、休みを利用して鹿児島市内とか写真を撮らせてくださいと言ったんですが、個人的に行くとなると上には上げてはもらえなかったということで、遠くから写真を撮らせていただいたり、インターネットで写真等を頂いたということで載せている分です。

中屋敷教育長 何かありますか。

椎屋委員 いや、白鳥神社のは実際に見たんですが、それに劣らないというか、立派なものだなど、実物は見たことがありませんけれども、すごいなと思います。十分な調査もされて答申をされたということですので、やっぱり教育委員会としては承認してもいいと思います。

中屋敷教育長 ありがとうございます。よろしいですか。

大部菌教育長職務代理者 市の指定になって、よかったと思います。格の高い神社なんですね。今回指定になって、霧島岑神社の人气が広まればいいなと思います。

中屋敷教育長 指定になったら、岑神社の入るところに広報など設置するのですか。

真崎説明職員 それについては、まだ報告もしておりませんので、ここで結果が出たら指定書を神社にお伝えしますので、それ以降、広報についてどうするかを検討していきたいと考えております。

また、国文祭関係でもなんですけれども、記紀編さんということで、ご朱印とかそういったのも回る方々が多くて、この国文祭に関して六社権現巡りということで、霧島神宮、狭野神社、霧島岑神社、東霧島神社、そういった6の神社を回るというのも話題になっておりますので、大変お客さんといえますか、神社巡りにはたくさんの方が見えてはいるところであります。

中屋敷教育長 市の指定となったときには、管理は市がすることになりますか。

真崎説明職員 基本的には、所有者の方が管理をとることになるんですが、県の指定、

市の指定ありますが、状況によっては、こちらから委託して草刈り等をお願いしたりというケースもあります。

中屋敷教育長 以前、この柱がシロアリ被害があるので直してほしいという要望があったと思います。

真崎説明職員 はい。確かにこの件については、右側の部分が若干下がり始めているところがあります。今後、文化財として守るためには、市との協議になりますが、予算の範囲内での保存するための予算というのはかかってくるかもしれないということは確認しております。

中屋敷教育長 はい、分かりました。

それでは、よろしいでしょうか。

議案第58号につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(はい)

ありがとうございました。

議案第59号、文化財保存調査委員会委員の委嘱について、説明をお願いします。

真崎説明職員 37ページにあります議案第59号、文化財保存調査委員会委員の委嘱について、小林市文化財保存調査委員会規則（平成18年告示第37号）に基づく文化財保存調査委員会委員の委嘱について、教育委員会の同意を求めるものであります。

38ページです。文化財保存調査委員会の新しい令和2年9月1日から令和4年8月31日までの委員の名簿を掲載しております。令和2年9月1日から令和4年8月31日の2年間になります。前回の委員が平成30年9月1日から令和2年8月31日で、9名の委員で文化財保存調査委員会ということで行ってまいりました。

今回、こちらの名簿に書いてありますとおり、川添貴文委員、田爪満生委員、瀬川雅博委員、松本廣樹委員、林美智子委員、鮫島田佳雄委員、青山ノリ子委員におきましては再任という形で、本人の方々にはご承認いただいたところであります。そのほかに、先ほど文化財指定の中でお話ししました齊藤勉委員がお亡くなりになられたということもあわせて、この件につきましては、史談会に所属されておりましたので、史談会とご相談し、

史談会から加藤建夫様を新任という形で挙げさせていただいたところであり
ます。齊藤勉委員におきましては、平成15年7月から16年7か月、
文化財調査委員としてご尽力いただきました。

また、今回、退任をされました永井庵委員におきましては、平成9年7月
から23年間、調査委員にご尽力いただきました。この永井庵委員の1名
分が、現時点では、なかなか難しいということで、令和2年9月からは8
名体制でスタートしたいと考えており、ご提案申し上げたところです。

中屋敷教育長 ありがとうございます。ご質問等ありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第59号について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)
ありがとうございます。

次回開催予定をお願いします。

川俣調製職員 次回、令和2年9月18日金曜日、午後3時30分から市役所2階第1会
議室で開催したいと思います。

中屋敷教育長 それでは、以上をもちまして、第10回定例会を終わりたいと思います。
お疲れさまでした。

閉会 17:00

教育長

教育長職務代理者

委員

委員

委員

調製職員